

福島市道路占用料徴収条例 新旧対照表(R8.4.1より改正)

【道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
第一種電柱	1本/年	670	570
第二種電柱	1本/年	1,000	870
第三種電柱	1本/年	1,400	1,200
第一種電話柱	1本/年	600	510
第二種電話柱	1本/年	960	810
第三種電話柱	1本/年	1,300	1,100
その他の柱類	1本/年	60	51
共架電線その他上空に設ける線類	1m/年	6	5
地下に設ける電線その他の線類	1m/年	4	3
路上に設ける変圧器	1個/年	590	490
地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡/年	360	300
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個/年	1,200	1,000
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個/年	500	420
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,200	1,000

【道路法第32条第1項第2号に掲げる物件】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
外径が0.07m未満のもの	1m/年	25	21
外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m/年	36	30
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m/年	54	45
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m/年	72	61
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	1m/年	110	91
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	1m/年	140	120
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1m/年	250	210
外径が0.7m以上1m未満のもの	1m/年	360	300
外径が1m以上のもの	1m/年	720	610

【道路法第32条第1項第3号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
自動運行補助施設 導線その他の線類 (地下に設けるもの)	1m/年	4	3
自動運行補助施設 導線その他の線類 (その他のもの)	1m/年	12	10
自動運行補助施設 標示柱その他の柱類	1本/年	960	810
自動運行補助施設 その他のもの (上空に設けるもの)	占用面積 1㎡/年	600	510
自動運行補助施設 その他のもの (地下に設けるもの)	占用面積 1㎡/年	360	300
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,200	1000

【道路法第32条第1項第4号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
	占用面積 1㎡/年	1,200	1,000

【道路法第32条第1項第5号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円) 改正後	占用料額 (円) 改正前
上空に設ける通路	占用面積 1㎡/年	950	900
地下に設ける通路	占用面積 1㎡/年	570	540
その他のもの	占用面積 1㎡/年	1,200	1,000

福島市道路占用料徴収条例 新旧対照表(R8.4.1より改正)

【道路法第32条第1項第6号に掲げる施設】

占用物件	単位	占用料額 (円)	占用料額 (円)
		改正後	改正前
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 m ² /日	19	
その他のもの	占用面積 1 m ² /月	190	

【道路法施行令第7条第1号に掲げる物件】

占用物件	単位	占用料額 (円)	占用料額 (円)
		改正後	改正前
看板(アーチであるものを除く)「一時的に設けるもの」	表示面積 1 m ² /月	190	180
看板(アーチであるものを除く)「その他のもの」	表示面積 1 m ² /年	1,900	1,800
標識	1本/年	960	810
アーチ「車道を横断するもの」	1基/月	1,900	1,800
アーチ「その他のもの」	1基/月	950	900

【道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物】

占用物件	単位	占用料額 (円)	占用料額 (円)
		改正後	改正前
	占用面積 1 m ² /年	1,200	1,000

【道路法施行令第7条第3号に掲げる工作物】

占用物件	単位	占用料額 (円)	占用料額 (円)
		改正後	改正前
	占用面積 1 m ² /年	Aに0.034を乗じて得た額	
※Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。			

【道路法施行令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料】

占用物件	単位	占用料額 (円)	占用料額 (円)
		改正後	改正前
	占用面積 1 m ² /月	190	180